

八郎潟町遠隔地予防接種助成金の申請方法について

里帰り出産などで、一時的に県外にいても子どもの定期予防接種を受けることができます。県外の医療機関にて予防接種を希望し、助成金をもらうためには事前に申請が必要です。

【対象者】八郎潟町に居住地を有する予防接種法（定期予防接種 A 類疾患）の対象者

【助成額】予防接種の助成の金額は全額であり、償還払いとなります

1：申請方法

<提出物>

- ・予防接種実施依頼書交付申請書（様式第1号）

※予防接種をする医療機関が事前にわかれば教えてください。

後日、予防接種実施依頼書（様式第2号）と、実施する予防接種の予診票が送付されます。

2：医療機関に予防接種の予約・予防接種の実施

予防接種をする場合は、あらかじめ病院に予約をしてください。当日になったら以下の必要なものをもって、予防接種を受けてください。**予防接種の費用は全額自己負担となります。**

【必要なもの】

- ①町から送付された予防接種実施依頼書（様式第2号） → 病院へ提出
- ②予診票 → 病院へ提出
- ③母子健康手帳 → 病院へ提出
- ④本人確認証（マイナンバー等）

【病院から受け取るもの】

- ①領収書（接種した予防接種等が確認できるもの）
- ②予診票等の原本又は写し
- ③母子健康手帳（接種年月日が記載されたもの）

3：助成金の申請

<提出物>

- ・遠隔地予防接種助成金申請書（様式第3号）
- ・請求書（※印鑑が必要です。日付は記入しないでください）

<その他添付書類>

- ①領収書の写し（接種した予防接種等が確認できるもの）
- ②予診票等の原本又は写し
- ③予防接種等の記録が記載されているもの（母子健康手帳の写し）

※内容確認後、2～3週間ほどで助成金が支給されます。

ご不明な点等ございましたら、八郎潟町役場健康福祉課（予防接種担当：018-875-2800）までご連絡ください